

会員共済くにびき 出雲商工会議所独自の給付制度の請求手続等について

(平成29年5月1日～)

	結婚祝金	出産祝金	成人祝金	還暦祝金	古稀祝金	満了祝品	人間ドック・PET 検診助成金	永年勤続優良従業員表彰助成金	不慮の事故による通院交通費助成金	病気による入院見舞金
給付事由	加入者が結婚したとき	加入者に子が誕生したとき	加入者が20歳の誕生日を迎えたとき	加入者が60歳の誕生日を迎えたとき	加入者が70歳の誕生日を迎えたとき	1年以上継続加入の加入者が70歳6カ月の保険期間を満了したとき	加入者が人間ドック、PET検診を受診したとき	加入者が出雲商工会議所の永年勤続優良従業員表彰に申込み、その負担金が納付されたとき	加入者が不慮の事故で1回以上通院したとき。(不慮の事故とは「急激かつ偶発的な外来の事故」をいいます。※1)	加入者が病気により1日以上入院したとき(※2)
給付額	出雲商工会議所独自の給付制度の内容をご覧ください									
請求期限	結婚日から1年以内	出産日から1年以内	20歳誕生月から1年以内	60歳誕生月から1年以内	70歳誕生月から1年以内	請求不要	検診実施日から1年以内	表彰日から1年以内	通院開始日から2年以内	入院開始日から2年以内
提出書類	所定の請求書					請求書不要	所定の請求書			
添付書類 (右記載のいずれか。コピー可)	戸籍謄本、結婚式または披露宴の案内状	戸籍謄本、住民票(続柄記載のあるもの)、母子手帳	添付書類不要				受診機関の領収書(受診内容の記載のあるもの)、請求書並びに支払ったことがわかる書類	永年勤続優良従業員表彰負担金の領収書	診断書、通院証明書、医療機関の領収書のうち給付の対象となる内容(通院日含む)が確認できるもの(※3)	診断書、入院証明書、医療機関の領収書のうち給付の対象となる内容(入院日含む)が確認できるもの(※3)
給付回数	事由ごと		1回のみ				2年に1回	事由ごと	1年に1回(※4)	1つの病気につき1回のみ支給(※5)
給付時期	加入者からの請求に基づき支給(※6)					満了時	加入者からの請求に基づき支給(※6)	加入者事業所からの請求に基づき支給(※6)	加入者からの請求に基づき給付	
給付にかかる基準口数	事由発生月の加入口数					—	事由発生月の加入口数	—	事故通院の1日目が属する月の加入口数	病気入院の1日目が属する月の加入口数

- ※1. 不慮の事故による通院交通費助成金については、関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因の場合及び、不慮の事故によらない、日常的な外力の積み重ねが原因と考えられる腰痛等による通院を除きます。また鍼灸・マッサージ・歯科医院を除きます。
- ※2. 病気による入院見舞金については、人間ドック・PET検診・検査入院を除きます。
- ※3. 不慮の事故による通院交通費助成金及び病気による入院見舞金の請求に関し、医療機関に照会を行う場合があります。また、必要に応じ添付書類に定める書類以外の書類を求められることがあります。
- ※4. 1つの事故による通院につき通院初日から1年以内の通院分のみを給付対象とします。2年目以降の通院分は対象外とします。
- ※5. 1つの病気による入院につき入院初日から1年以内の入院分のみを給付対象とします。2年目以降の入院分は対象外とします。
- ※6. 加入1年未満の方は、1年を経過した月に加入者(加入事業所)からの請求に基づき給付します。
- ※7. 独自の給付制度全てについて虚偽の請求の場合給付はいたしません。給付条件を満たした場合であっても、給付事由発生日が属する月の月額掛金が入金されていないときは給付をいたしません。また、請求期限後の請求に対しては給付をいたしません。
- ※8. 独自の給付制度の内容及び請求手続き等について変更する場合があります。